

令和 3 年第 1 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和3年1月7日(木) 午後3時00分から午後3時50分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第6号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に対する意見について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地使用貸借権の合意解約の通知について

報告第4号 農地法第5条許可に伴う転用事実確認証明願について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(10名)

日暮 秀男 竹本 昌男 麻生 洋 藤崎 敦之 加藤 昌宏

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

---

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（湯浅実）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和 3 年第 1 回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、2 番 長谷川貴子委員、3 番 杉田裕委員をお願いします。

---

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

---

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。なお、この案件は、大塚推進委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1 ページ 議案第 1 号整理番号 1 についてご説明させていただきます。場所については、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、北字裏耕地、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は 119 m<sup>2</sup>です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の贈与による所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は 5 人、申請事由は、両当事者の先代が譲与の約束をしていたが手続きがなされていなかったことから、改めて手続きを行うというものでございます。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第

1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ  
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件  
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面  
積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま  
せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は畑になり、譲受人は現在  
も申請地を借り受けて施設野菜を栽培していて、許可後も継続して施設野菜を栽培す  
る計画であり、問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○4番（小川博）

今回、申請された北の農地については、現地を確認したところ譲受人の施設野菜ハ  
ウスの一部になっており、問題はないと思われま。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の小川さんから、ご発言がありましたら願いま  
す。

○農地利用最適化推進委員（小川和男）

特に問題はないと思われま。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いま  
す。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しまし  
た。大塚推進委員は、入室して着席をお願いします。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を

議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ 議案第2号整理番号1についてご説明させていただきます。場所については、4ページをご覧ください。

農地の所在は、興津字新地、地目は登記簿・現況共に畑、面積は515㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う所有権の移転を目的として、農地法第5条の許可申請をしたものでございます。申請事由は現在、栄町及び成田市で集めた生ごみ等から堆肥を作っているNPO法人が堆肥の材料となる木の枝等を仮置きする場所が手狭なことから拡張するために、譲受人が農地を取得し農地転用して、娘が代表を務めるNPO法人に貸付けるというものでございます。

申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農業振興地域内の農用地区域外になり、興津地先の台地上に開かれた畑の一角で、その広さから第2種農地にあたるかと考え、許可が可能となり得る農地と判断したものでございます。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、同項第3号の申請目的実現の確実性ですが、当該事業を実施するために必要な資力については、添付された通帳残高により確認し、その他事業計画書等からも問題ないと思われま

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、申請地は既存の枝木等の仮置き場に隣接した農地になり、農用地の分断を招く恐れは無いものと考えます。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に、今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○3番（杉田裕）

申請地は、興津集落の台地上に開かれた畑の一角になります。既存の枝木等の仮置き場に隣接した農地になり、農用地の分断の恐れも無く問題はないと思います。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の加藤さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（加藤昌宏）

特に問題はないと思われま

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第2号整理番号1については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第2号整理番号2について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ 議案第2号整理番号2についてご説明させていただきます。場所については、5ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字木塚、地目は登記簿・現況共に畑、面積は369㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。

本件は、農地の転用を伴う使用貸借権の設定を目的として、農地法第5条の許可申請をしたもので、申請事由は借受人が自己用の専用住宅を建設するため、父親から無償で農地を借りるというものでございます。

借受人は現在、成人した子供2人と両親で暮らしをしていますが、子供の成長に伴い手狭になり、将来を見据えて住宅を建設するにあたり、通勤や将来、両親の介護の面倒を見ることを考え、実家前の農地を父親から借り受けるものでございます。

申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農業振興地域内の農用地区域外で、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地と判断したものでございます。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、同項第3号の申請目的実現の確実性ですが、当該事業を実施するために必要な資力については、融資が受けられる承認書と通帳残高により確認し、その他事業計画書等からも問題ないと思われまます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、事業用地は木塚集落の端にある農地になり農用地の分断を招く恐れは無いものと考えます。また、申請地は周辺の農地や道路と同じ高さになることから盛土は行わず、隣接農地への土砂の流出がないようえん堤を設け、雨水については敷地内に浸透させる計画となっており、周辺農地への支障はないと思われまます。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に、今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号には該当いたしません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○3番（杉田裕）

申請地は、木塚集落の端にある農地になり、住宅と道路に挟まれた場所です。隣接する耕作地もなく転用することに問題はないと思います。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の竹本さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（竹本昌男）

特に問題はないと思われまます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第2号整理番号2については、許可相当の意見を付して進達することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1と2について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、6ページ、議案第3号整理番号1と2について、ご説明いたします。場所については、7ページと8ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在は、安食字上前、地目は登記簿が畑、面積は462㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在は、安食字上前、地目は登記簿が田、面積は16㎡です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、農地法

の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

それでは、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについてご説明いたします。

農地を農地以外の地目に変更する場合には、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては現況確認書を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができるとされております。

この現況確認書は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願いが提出された時は、現地調査を実施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。

では農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、天災地変によって農地性を失った土地で農地に回復することが困難であると認められるものや、現況が農地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法の所定の許可を受けないまま20年以上経過しており、かつ、その間に農地法第51条の規定により現状回復命令等の違反転用処分を受けていないものなどが挙げられています。

これらについては、証明願いが提出され現状が確認できれば現況確認書が交付されますので、これをもって地目変更の登記をすることができるものであります。

それでは、今回の議案のご説明ですが、申請地は現在も住宅用地として使用されているもので、建物の状況や平成9年11月1日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても20年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当たると考えられます。

また、農地法第51条の規定による原状回復命令等の違反転用処分も受けておりません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○3番（杉田裕）

申請地は、安食駅近くの線路敷きに隣接した場所です。周りは住宅街になっております。建物については、倉庫及び車庫が建っており、特に倉庫については相当年数が経っていると思われれます。以上です。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の日暮さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

特に問題はないと思われれます。



○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号整理番号2を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第3号整理番号2についても、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から3までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、9ページ 議案第4号整理番号1から3までについてご説明いたします。場所につきましては、12ページから19ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が須賀字鳥喰、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,507㎡他11筆で、合計17,743㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が安食字葭河原、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,203㎡他13筆で、合計30,944㎡です。

最後に、整理番号3 農地の所在が須賀字内埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,520㎡他4筆で、合計6,940㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は、令和3年1月20日から令和13年1月19日までの10年間となっております。

本件と次の議案第5号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。

本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により3名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手多数、よって議案第4号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第4号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第4号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

最後に、議案第4号整理番号3を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第4号整理番号3については、原案のとおり決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から9までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、20ページ、議案第5号整理番号1から9までについて、ご説明いたします。

場所については、12ページから19ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が須賀字鳥喰、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,507㎡他1筆で、合計2,876㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が須賀字扇田、地目は登記簿・現況共に田、農振

農用地で面積は397㎡他2筆で、合計3,397㎡です。

続いて、整理番号3 農地の所在が須賀字町田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,050㎡です。

続いて、整理番号4 農地の所在が須賀字町田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は931㎡です。

続いて、整理番号5 農地の所在が須賀字新行下、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は839㎡他3筆で、合計3,974㎡です。

続いて、整理番号6 農地の所在が須賀字浅間入、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,515㎡他7筆で、合計18,455㎡です。

続いて、整理番号7 農地の所在が須賀字上新田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000㎡他1筆で、合計6,000㎡です。

続いて、整理番号8 農地の所在が安食字大隈、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,486㎡他2筆で、合計7,713㎡です。

最後に、整理番号9 農地の所在が安食字葭河原、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,203㎡他6筆で、合計11,231㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料が1.5俵相当額又は1.5俵、期間は令和3年1月20日から令和13年1月19日までの10年間となっております。

この案件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人 千葉県園芸協会」が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものでございます。

この借受人については、認定農業者や地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

本来なら1件ずつ採決を行うところですが、今回については、議案第5号整理番号1から整理番号9までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（大野久男）

異議なしとのことですので、議案第5号整理番号1から整理番号9までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第5号整理番号1から整理番号9までは、農業委員会として

意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号10について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、26ページ、議案第5号整理番号10について、ご説明いたします。  
場所につきましては、36ページをご覧ください。

農地の所在が北辺田字上ノ池、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は670㎡です。  
10アール当たりの賃借料は、1.5俵相当額になります。期間は、令和3年1月20日から令和10年6月20日までとなっております。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となるものでございます。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第2号整理番号1により合意解約を行い、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園芸協会」が転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人についても、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号整理番号10について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第5号整理番号10については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号11について、事務局の説明を求めます。この案件は、長谷川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、26ページ、議案第5号整理番号11について、ご説明いたします。  
場所につきましては、37ページをご覧ください。

農地の所在が四箇字下耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は7

83㎡他1筆で、合計2,554㎡です。

10アール当たりの賃借料は、1俵相当額になります。期間は、令和3年1月20日から令和8年10月21日までとなっております。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となるものでございます。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第2号整理番号2により合意解約を行い、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園芸協会」が転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人についても、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号整理番号11について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第5号整理番号11については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。長谷川委員は、入室して着席をお願いします。

---

○議長（大野久男）

次に、議案第6号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に対する意見について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、27ページ、議案第6号について、ご説明いたします。

本件は、国土調査法に基づき実施している地籍調査事業で、町から農地の地目変更に係る現地確認について、依頼があったものでございます。

具体的には、登記簿上の地目が農地で現況が非農地であると地権者から申し出のあった土地について、現地確認を行い、町に回答をするものです。

今回の調査地区は、布鎌地区の西、布太及び三和の一部になります。現地確認を令和2年12月2日に、朝倉委員、小川委員、事務局及び建設課職員で実施いたしました。位置については、30ページと31ページのA3判の資料をご覧ください。

30ページの赤色に塗られた部分が非農地として申し出があった箇所、31ページの青色に塗られた部分は現況も農地ではありますが、登記簿の地目と違うことから現況に変更するというものでございます。

次に、28ページと29ページの調査地の一覧をご覧ください。

30ページの赤色箇所土地の筆数が63筆となります。一覧表の左側から5番目の地目の欄が登記簿謄本に記載されている地目です。現地確認を行った結果が、一覧表の右側から2番目の枠の農委回答欄に記載されているものが調査結果となります。この63筆の内訳につきましては、非農地が52筆で宅地や水路、道路等に利用されていたものになります。残りの11筆は農地として回答するものです。現在、農地として利用されていませんが、耕耘などを行えば畑地として利用が可能なものなどになります。

31ページの青色箇所が登記簿では田又は畑となっておりますが、現況が違っているため現況の農地地目に変更するものが146筆ありました。

なお、今回の農業委員会の回答は参考意見として求められているものであり、最終的な地目認定は法務局の登記官の判断によることとなります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第6号について、原案のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第6号については、原案のとおり回答することに決定しました。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事事務局長（湯浅実）

それでは、32ページ 報告第1号についてご説明させていただきます。

場所は33ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人は記載のとおりです。申請地は、安食ト杭新田字立島で、地目は登記簿・現況共に畑、面積は751㎡になります。転用目的は資材置場用地、受理年月日は令和2年12月15日でございます。

本件は、市街化区域内の農地について、所有権移転を伴う資材置場用地として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものです。農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされており、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうえ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、34ページ、報告第2号整理番号1と2について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、36ページと37ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字上ノ池、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は670㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が四箇字下耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は783㎡他1筆で、合計2,554㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日につきましては、記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第3号 農地使用貸借の合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、38ページ、報告第3号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、39ページをご覧ください。

整理番号1、農地の所在が北辺田字上六、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1, 232㎡です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては記載のとおりです。

本件は、基盤強化促進法により使用貸借権を設定した農地について、貸付人、借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長（大野久男）

次に、報告第4号 農地法第5条許可に伴う転用事実確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、40ページ、報告第4号について、ご説明させていただきます。場所につきましては、41ページをご覧ください。

申請地は、安食字前新田、地目は登記簿が田・現況は畑、面積は507㎡他3筆、合計1,927㎡です。転用目的は、資材置場用地でございます。

令和2年6月9日に工事完了報告書が提出され、同日、現地確認を行っております。

本件は、申請人より転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、転用事実確認証明書を交付したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）



○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第1回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

---

午後3時50分閉会